

枚方市立開成小学校 PTA 規約

【保存版】



枚方市立開成小学校PTA

〒573-0084

枚方市香里ヶ丘2丁目5番地

TEL 050-7102-9016

FAX 072-854-0410

改正日 令和7年5月

発行 枚方市立開成小学校PTA

※規約改正が無い限り、卒業するまで大切に保管してください。

枚方市開成小学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

第1条 (名称及所在) この会は開成小学校 P T A とよび、事務所を開成小学校におきます。

第2条 (目的) この会は父母(保護者)と教員が助力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とします。

第3条 (方針) この会は教育を本旨とする民主的団体として下の方針によって活動します。

- (1) この会は自主的に活動しますので他の団体からの支配や干渉は受けません。
- (2) 児童の教育と福祉のために活動する他の団体及び機関と協力します。
- (3) この会は枚方市 P T A 協議会、大阪府 P T A 協議会、日本 P T A 協議会に加入します。
- (4) この会は営利的、宗教的、政治的活動はいたしません。
- (5) この会は学校の管理運営や教職員の人事については干渉しません。

第 2 章 会 員

第4条 (会員資格) この会の会員は次の人に限ります。

- (1) 本校に在籍する児童の父母またはこれにかわる保護者
- (2) 本校に在籍する教職員

第5条 (入退会) この会への入退会は任意とします。

第6条 (権利義務) 会員はすべて平等に P T A 活動に係る権利と義務を有します。

第 3 章 役 員

第7条 (種類) この会の役員は、つぎのとおりとします。

- (1) 会長 1名 (P)
- (2) 副会長 若干名 (P)
- (3) 書記 1名 (P)
- (4) 会計 2名 (P 及び T)
- (5) 会計監査 3名 (P 及び T)

2. 役員の任期は1カ年とし、再選は差支えありません。ただし、任期満了後も後任者が選任されるまで職務をおこないます。

3. 各役員は、他の役員を兼ねることはできません。

第8条（役員の任務） 役員の任務は、つぎのとおりとします。

- (1) 会長は会を代表し、会務を執行します。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行します。
- (3) 書記はこの会の庶務を担当します。
- (4) 会計はこの会の会計事務にあたります。
- (5) 会計監査はこの会の経理を監査します。

第9条（会員の選出） 役員の選出は、つぎのとおりおこないます。

- (1) 役員は運営委員会において推せんし、総会の議を得て決定します。
- (2) 必要に応じて指名委員会を設置することができます。
- (3) 役員に欠員が生じた場合や新たな活動を行う専門委員等が必要となった場合のために補欠を選出します。選出された補欠が実際に役員の後任や新たな専門委員等を務めたときは、前任の役員の残存期間もしくは新たな委員としての活動期間の任期に関わらず、通年で役員または専門委員等を務めたものとします。

第 4 章 会 計

第10条 この会の経費は会費、寄付金、事業収益及びその他の収入をもってこれに当てます。

- 2. この会の会費はその月に在籍する児童家庭を対象とし、月額一家庭 300 円、12 ヶ月分とします。
- 3. 会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月末までとします。
- 4. 枚方市立開成小学校に業務委託とし、学校諸経費と併せて引き落とします。

第 5 章 総会・役員会

第11条（総 会） 総会は本会の最高決議機関で原則として、年 2 回開きます。ただし、定期総会は決算、予算の総会をそれぞれ開催または、同時に定期総会として開催することができます。

また、感染症蔓延、自然災害、その他の理由で開催を不可または、不要と会長が判断した場合は、書面決議も可とします。

- 2. 運営委員会が認めたときまたは会員（世帯単位）の 5 分の 1 以上の要請があったとき、会長は 1 ヶ月以内に臨時総会を開催しなければなりません。
- 3. 定期総会および書面にて決議する事項はつぎのとおりです。
 - (1) 事業報告ならびに決算報告の審議、承認
 - (2) 役員の承認および就任
 - (3) 事業計画および予算の審議、決定
 - (4) 規約改正の審議、決定
 - (5) その他重要事項の審議、決定
- 4. 総会の日時、場所、議題は 5 日前までに全会員に通知します。

5. 総会の成立定数は、会員（世帯単位）の5分の1以上とし、委任状を認めます。
6. 議決は出席者の過半数の同意を必要とします。但し、規約改正は、第16条によります。議長は互選により選出します。
7. 書面決議では、事前に全会員（世帯単位）に議案内容を添付した同意書兼意見書を配付し、会員の5分の1以上の提出をもって、総会の成立とし、議決は提出者の過半数の同意を必要とします。

第12条（役員会） 役員会は役員（会計監査を除く）で構成され、緊急事項を処理し、必要に応じて各委員会（各代表）の出席を求めることがあります。

第 6 章 運 営 委 員 会

第13条 運営委員会は、この会の運営機関で会長が招集します。

2. 運営委員会は、役員（会計監査を除く）各専門委員会正副委員長、学年委員会正副代表者および校長、教頭で構成します。ただし、構成員が出席できない場合、代理出席ができます。代理出席者にも議決権は認められます。
3. 運営委員会は、会の運営に必要な事項について審議し、それを処理します。
4. 運営委員会は毎月1回開くこととし、委員の半数以上の出席によって成立します。ただし、必要に応じて臨時に開くことができます。また委員の4分の1以上の要請があった場合は、委員会を開かなければなりません。議決は出席者の過半数の同意を必要とします。
5. すべての会員は、運営委員会を傍聴することができます。ただし発言することはできません。

第 7 章 学年学級委員会及び専門委員会

第14条 この会の活動を円滑におこなうため、つぎの専門委員会をおきます。

- (1) 広報委員会 会員相互の情報交換の場を作り会員の広報活動を行います。
- (2) 校内活動委員会 教師会員と協力して、学級児童の福祉増進をはかるとともに、学年相互連絡をします。給食、社会教育のための活動をします。
- (3) 生活指導委員会 児童の校外生活補導について活動します。
- (4) その他運営委員会が必要と認めた委員会

第 8 章 そ の 他

第15条（事務補） この会に事務補をおくことができます。選出については役員会がおこないます。

第16条（規約の改廃） この規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。また、会の運営について、必要な細則は、規約に反しない限り、運営委員会で定めることができます。

附 則

1. 昭和 34 年 4 月 1 日制定
2. 昭和 45 年 6 月 13 日一部改正
3. 昭和 48 年 4 月 21 日改正
4. 昭和 49 年 6 月 30 日改正
5. 昭和 49 年 6 月 22 日一部改正、ただし第 6 条第 1 項と第 15 条については、昭和 50 年度から実施します。
6. 昭和 53 年 4 月 15 日一部改正
7. 昭和 55 年 4 月 19 日一部改正
8. 昭和 62 年 4 月 18 日一部改正
9. 平成 2 年 6 月 2 日一部改正
10. 平成 6 年 5 月 22 日一部改正
11. 平成 11 年 3 月 6 日一部改正
12. 平成 19 年 3 月 10 日一部改正
13. 平成 20 年 3 月 8 日一部改正
14. 平成 31 年 3 月 8 日一部改正
15. 令和元年 10 月 28 日一部改正
16. 令和 3 年 3 月 5 日一部改正、ただし第 9 条については、令和 3 年度から実施。
17. 令和 6 年 3 月 8 日一部改正
18. 令和 6 年 5 月 18 日一部改正
19. 令和 7 年 5 月 31 日一部改正

慶弔規約

第1条 会員・児童及び会員以外の本校に勤務する職員に不幸のあったとき、つぎのように金品を贈呈します。

弔祭料 5,000円としきみ代等 P T A会員及び児童が死亡したとき、靈前に贈呈します。

3,000円としきみ代等 会員以外の本校に勤務する職員が死亡したとき、靈前に贈呈します。

見舞金 3,000円 児童が病気、災害のため1ヶ月以上欠席した場合

第2条 災害などで、会員及び児童に特別の事情が発生した場合、またP T A、学校に関する慶弔など特別の事情が発生した場合、金品の贈呈について役員会で認めることができます。ただし、その結果を運営委員会に報告し、承認を得なければなりません。

第3条 学年または学級単位の慶弔及び病気、災害見舞い、転退職記念品料等の贈呈は一切おこなわないようにします。

第4条 この規約の改廃は、総会の議を得なければなりません。

附 則

1. 昭和39年4月1日制定
2. 昭和45年4月19日より実施します。
3. 昭和49年6月22日より実施します。
4. 昭和51年4月17日より実施します。
5. 昭和57年4月17日より実施します。

枚方市立開成小学校 P T A 個人情報取扱規約に関する規定

(目的)

第1条 この規約は枚方市立開成小学校 P T A (以下「本会」という。)

が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的に、 P T A 役員名簿及びその他の個人情報データベース (以下、個人情報データベース) という。) の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。 P T A活動においても個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、 P T A会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人の取扱者は、 P T A役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法と周知)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用目的)

第7条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

(1) 会費の請求と集金

なお、集金は枚方市立開成小学校へ業務委託契約とする。

(2) 文書等の送付

(3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成と管理

(4) 本会役員・委員の選出

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は、管理者又は取扱者が補完するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで適正かつ速やかに廃棄する。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者（第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯

- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報の開示等）

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。また会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。
不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

（漏えい時等の対応）

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

（研修）

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

（苦情の処理）

第17条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（個人情報の取得）

第18条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長に書面で提出された次の事項とする。

- ・氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

（改正）

第19条 本会の「枚方市立開成小学校PTA個人情報取扱規則」は総会において改正する。

附則

本規則は、令和7年6月1日より施行する。